

平成25年6月21日  
宮崎地家裁総務課印

## 平成25年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

- 1 開催日時 平成25年5月17日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 宮崎地方裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別，50音順）

（地裁委員） 江藤利彦，小金丸和代，関屋正康，内藤裕之  
（家裁委員） 大笑事裕敏，富田智美，藤本ちあき，松田公利  
（兼務委員） 一志泰滋，喜田久美子，坂元陽介，高森高德，深田周作  
（同席者） 民事首席書記官，刑事首席書記官，首席家裁調査官，家裁首席書記官  
（庶務担当者） 地家裁事務局長，地裁事務局次長，家裁事務局次長，地裁総務課長，  
家裁総務課長，地裁総務課補佐，家裁総務課補佐，地家裁庶務係長

### 4 議事

- (1) 開会の言葉（家裁総務課長）
- (2) 新任委員紹介等

#### ア 新任委員

地家裁委員（兼務） 高森高德委員  
家裁委員 富田智美委員，松田公利委員

#### イ 再任委員

地裁委員 江藤利彦委員（2期目），小金丸和代委員（2期目）  
家裁委員 藤本ちあき委員（2期目）

- (3) 家裁委員会委員長代理指名  
松田公利委員を指名した。

### 5 意見交換会

#### 裁判所庶務担当者の説明

「宮崎地家裁における広報活動」について，別紙のレジユメに添って説明  
意見交換

- ・委員長：前回の委員会では，今回のテーマを「災害対策について」と設定していましたが，都合により「裁判所の広報活動について」と変更していますので御了承ください。  
それでは，裁判所庶務担当者からの説明について，何か御質問，御感想，お気づきになられたことなど何でも結構ですので，自由に御発言をお願いします。
- ・委員：子ども向けのイベントを夏休み期間中に企画中であるとのことですが，そのような試みは初めてではないかと思えます。子ども向けのイベントもよろしいかと思えますが，講師派遣など企業向けイベントも実施して欲しいと思えます。
- ・庶務担当者：現在のところ，企業向けのイベントは実施しておりませんが，裁判所では，総務課が窓口となって講師の派遣ですとか，法廷見学や制度説明等の御案内をさせていただいておりますので，御要望があれば総務課庶務係宛てに御連絡いただければと思います。

- 委員：弁護士会では、各種団体等に講師を派遣するなどしています。また、私が所属している団体では、裁判所へ法廷傍聴等にお邪魔したこともあるのですが、裁判手続に関する説明を受けることができ好評でした。
- 委員：私からは、検察庁の広報活動を紹介します。検察庁では、ホームページを利用して情報発信をしており、職場見学等を受け入れた際には、宮崎で独自に作成した資料を使用するなどして組織についての説明等を行っています。小学生等に対しては年齢に合わせた資料を準備したりしています。

検察庁で力を入れているのは、裁判員制度及び犯罪被害者支援制度であり、前者では各地の検察庁ごとにゆるキャラを作ったりしています。後者では被害者保護が叫ばれ、その支援のための制度ができたことを周知するために説明等を行っています。

そもそも、なぜ広報活動が必要かということを見ると、公的な組織であれば、営利のために広報活動をする必要はないのですから、優秀な人材の確保のためであったり、組織がどのような社会的役割を担っているのかということを広く一般の方に知ってもらうという組織の周知が大きな目的になるのではないかと思います。検察庁では、一般の方に捜査協力をしてもらうことが必要なので、検察とは何かと言うことを知ってもらうことが重要であると考えます。以前、検察を取り上げたドラマがありましたが、その時にはかなりの反響があったので、マスコミの力は大きいと感じています。
- 委員：裁判所を含め、それぞれの組織で様々な広報活動を行っていることに感心しました。しかし、一般市民・県民への浸透は十分ではないと思います。どのような広報が効果的であるかは分かりませんが、例えば、自治会や学校を通じて広報をすることが考えられます。パンフレット等は、関係機関にのみ配布・設置するのではなく、多くの方が訪れる病院等に設置するなど、多くの方の目に触れさせ、憲法週間や法の日週間などのイベントに限らず、小さなことでも毎日コツコツと続けることが大切だと思います。また、マスコミを利用することも効果的だと思います。
- 委員：県警の取組みとしては、交番や駐在所単位でミニ広報誌を作成し、自治会などを通じて回覧して情報発信を行っています。一般の方に周知する手段として自治会長や区長にお願いすることは効果的だと思います。
- 委員：弁護士会では、子どもの法教育に力を入れており、特に高校からの依頼に対しては、出張講義に出向いたりしています。日本では、論理的思考の教育が十分ではないと感じることが多く、また、欧米のような陪審制等の歴史がないため、これからの社会を担う若い世代に対して教育・広報することが大切だと感じています。裁判所の広報活動等にも法教育の観点を取り入れて欲しいと思っています。
- 庶務担当者：裁判所では、夏休みを利用した親子見学会を計画しています。また、高校生や大学生の裁判所見学の数は毎年相当数あるので、これからも多くの方に来庁いただけるよう取り組んでいきたいと考えています。
- 委員：市の広報としては、月一回発行している広報誌が11万7000部あり、それを各自治会を通じて各戸に配布しています。しかし、自治会への加入率が以前に比べて減少し、現在約60%であるため、市民の方全員には市報の情報が届いていないこととなります。また、広報誌は、興味がある方は中を開いて読むのですが、興味がない方は中を開くことなく捨てたりすることも多いと思います。このような現状を受けて、市で

は、広報誌を公共施設に置くなどして多くの市民の方に情報が行き届くよう工夫しています。その外、市長の定例会見、タウンページへ市役所の業務や窓口に関する案内を掲載したり、ケーブルテレビやフェイスブックの利用等もあります。

広報活動で重要なのは、いかに多くの人目に触れさせて興味を持ってもらうかだと思います。具体的には、絵や写真を使うなどして中を見たくなるよう工夫することが考えられます。そして、対象者がどのようなものから情報を得ているかを考え、アクセスしやすい媒体で広報活動を行うことが効果的だと思います。また、裁判に関する相談をしたいと市役所に電話をかけてくる人もいますが、そういう現状を見ますと、裁判所と関わりを持つことに抵抗を持っている人も多いのではないかと思います。

- ・ 委員：県や市から広報誌が自治会長宛てに送付されますが、送付を受ける自治会長の所には大量の広報誌が送られてきており、それを各戸に配布するのは相当な労力が必要です。それに加え、配布作業等に時間を要し、地域住民に届く頃には情報が古かったり、応募期間が徒過していることもあります。広報誌を配布する場合には、最終的に情報を届けたい人にいつ届くのかを考えて送らないと効果がないと思います。

- ・ 庶務担当者：裁判所の広報活動は、先程お話のあった法教育といった意味合いの広報も行っていますが、国民の協力を得るための制度の周知、あるいは、制度の存在や制度趣旨を理解していただくための制度の周知、裁判所職員の人材確保に向けた広報など多方面の広報を行っています。裁判所に持ち込まれる紛争が年々減少していますが、その原因の一つとして、国民のニーズに適った裁判所の手続に関する広報、つまり、先程申し上げた、制度の存在や制度趣旨を理解していただくための広報が十分に機能していないのではないかと問題意識を持っています。もっとも、裁判所の広報担当者は、広報だけを担当しているのではなく、様々な事務を行っている中の一つの事務として広報を担当しており、限られた力しか広報に注ぐことができません。そこで、効果的な広報を行うため、裁判所の広報活動に関する御意見ですとか、委員の方々が実際に目にしたことのある裁判所以外の広報活動等を御紹介いただければと考えております。

- ・ 委員：裁判手続利用者の促進が課題であるということは、弁護士会も同様です。弁護士会と裁判所、検察庁の法曹三者がもっと協力して広報活動を行えると、よりよいサービスを提供することができるのではないかと思います。

弁護士会では、ポケットティッシュを作って公民館や図書館などに置いてもらったり、高千穂やえびのなどの宮崎市から離れた自治体とも協議会を実施して情報交換や広報活動を行っています。昨年は、西都市で模擬裁判を実施しました。

- ・ 委員：調停協会でも、民事調停事件が減っていることに危機感を持っています。調停協会が無料相談会をすると、相談に訪れる人はいるものの、それを契機に裁判所に申立てをするという人は少ないように感じています。以前、新聞に調停手続の流れを掲載したことがあるのですが、その時には、それなりの効果があったので、新聞やテレビの力は大きいと思います。

- ・ 委員：マスコミの力は大きいと考えている委員も多いようですので、是非マスコミを活用してもらいたいと思います。新聞には地域版の紙面があるので、イベント情報の掲載は可能だと思います。

- ・ 委員：子育てに関しては、広報誌を見て窓口に来たと答える人も多いようなので、多

くの方が関心を寄せており、広報誌の情報が活用されていると思います。その外、多くの相談が寄せられますが、その内容に応じて、裁判所の調停手続の案内だったり、法律的な内容であれば弁護士に相談するよう説明しています。

- ・ 委員：どこに相談に行ってもいいかわからないような場合には、弁護士に相談に行ってもらえれば良いと思います。弁護士は、相談者の事情を聞いた上で、適切な相談先や手続を無料で紹介しており、手続の振り分け機能としては、最も機能する機関であると思います。
- ・ 委員：裁判所は、もっと一般の方との距離を縮める努力をする必要があると思います。私自身、委員として裁判所と接点がありますが、それでも裁判所との距離を感じます。裁判所に関する情報は、一般の方が自分からアクセスすることは少ないと思いますので、講師派遣・出前講義などを積極的に実施して情報発信をすることが必要だと思います。裁判員裁判については、自分の職務上接する機会が多いので、それほど距離は感じていませんが、他の社員に聞くと裁判員制度がどういう制度なのかあまり知らないし、裁判員等として裁判に関与することに非常に抵抗を持っている人も多いようです。

#### 6 前回（平成24年11月16日実施）の地家裁委員会以降の取組みについて

- ・ 庶務担当者：前回の委員会終了後、中堅・ベテランと呼ばれる職員を対象として、職務に対する意識の高揚とそれに伴う組織の活性化を狙った研修を実施したところ、とても好評で組織にとってもよい成果を上げることができました。

#### 7 次回予定

- ・ 委員長：次回の予定に移らせてもらいます。次回のテーマについて御意見等がありますでしょうか。

御意見等がなければ、今回実施予定であった「災害対策について」を議題として取り上げることはいかがでしょうか。

- ・ 全員：了承
- ・ 委員長：では、今回は、各委員のそれぞれの組織でどのような災害対策をとっておられるか等についてお伺いします。
- ・ 次回委員会期日：平成25年11月15日（金）午後1時30分

以上

(別紙)

H25.5.17 宮崎地家裁総務課

### 宮崎地家裁における広報活動について

- 1 ホームページを活用した取組
  - ・ イベントの告知
  - ・ 実施したイベント等の報告
  - ・ 裁判所見学の紹介
  - ・ ビデオ貸出しの紹介
  - ・ 傍聴券交付の状況
  - ・ 書式の案内
  - ・ 県内の裁判員関連情報の紹介
- 2 リーフレット等を活用した取組
  - ・ 最高裁が作成したリーフレットを地方公共団体や弁護士会等に送付
  - ・ 最高裁が定める広報テーマを地方公共団体に送付
- 3 調停制度等説明会の実施内容について
  - ・ 「都城市民生委員児童委員協議会ブロック別研修会」に出席し、民事調停制度の説明や家事手続について説明
- 4 憲法週間行事の実施内容について
  - ・ DVD 上映会
  - ・ 法廷見学会  
模擬裁判(強盗致傷事件), 裁判官への質疑応答, 法服体験, 法廷見学
- 5 今後検討している取組について
  - ・ 夏休みを利用したこども向けの見学会  
(模擬裁判, クイズ, 裁判官への質問, 施設見学等)